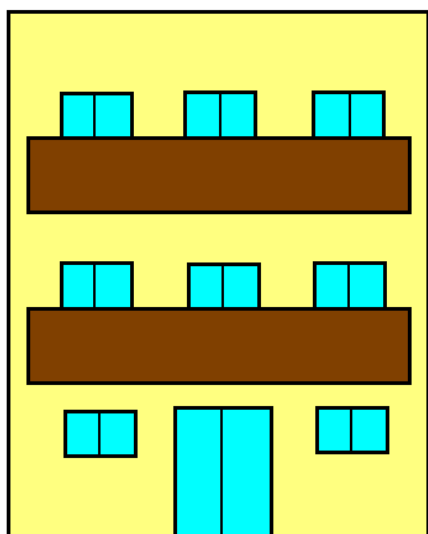


市川市耐震診断助成制度 のご案内

令和3年4月

マンション



★お問合せ先

市川市

街づくり部 建築指導課

電話 047-712-6337

★1 『市川市耐震診断助成制度』の概要

この制度は、市民の皆さんが所有し、かつ居住するマンション（下記の補助対象建築物）について、原則として市に登録したマンション耐震診断士による耐震診断を実施した場合に、診断費用の一部を市が助成することにより耐震改修の促進を図り、もって、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

申請受付期間：12月17日まで

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります。

なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

（交付決定後に契約し、診断に着手して下さい。事前に契約した場合は、補助できません。）

★2 補助対象建築物となるマンション

次の**すべて**に該当するもの

- ア 市内に現に存する1棟の建築物であること。
- イ 人の居住の用に供する建築物で、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の区分所有者（同条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が2人以上存するものであること。
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- エ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- オ 地上階数が3以上であること。
- カ 当該建築物の延べ床面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えること。
- キ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。
- ク 過去に当該補助を受けた建築物でないこと。
- ケ すべての専有部分の合計数に対し、現に居住の用に供する専有部分の合計数の占める割合が5分の4以上であること。
- コ 設計図書（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち、構造に関する図書が現に存在すること。

※ 補助金の対象者は、管理組合であること、区分所有者の過半数の者が現に居住していること、耐震診断の実施について当該マンションの管理組合の総会での決議を経ていることが条件となります。

★3 マンション耐震診断士

補助金交付の対象となる耐震診断は、原則として市に登録したマンション耐震診断士が実施するものに限ります。マンション耐震診断士は、皆さん（市民）が「マンション耐震診断士名簿」より選定します。この名簿は市役所建築指導課の窓口やホームページでご覧いただけます。

★4 耐震診断の内容

マンションの耐震診断は「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。

- ・「予備診断」とは、構造関係図書の内容を確認し、本診断の必要性を判断し、本診断の方法を定め、その費用を算出することです。本診断の必要性が判断されると、本診断となります。
- ・「本診断」とは、建物の劣化状況等を調査した上で国の規定に基づく耐震診断を行うことで、その耐震診断結果は公的機関等により確認を受ける必要があります。

★5 補助金の額

耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額。

(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)

ただし、予備診断は34,000円を限度とします。

本診断は1,000,000円を限度とします。

★6 手続きの流れ

最終ページの「手続きの流れ」のフローをご覧ください。

○交付申請書の添付資料は下記になります。

【予備診断】

- 建築確認通知書の写し又は当該マンションの建築年月日がわかるもの
- 申請建物が特定できる配置図
- 平面図等
- 面積用途別、階別の面積が確認できるもの
- 区分所有者の目次の写し
- 当該マンションの登記事項証明書
- 管理組合の管理者の印鑑証明書
- 管理組合が法人である場合は、法人登記事項証明書
- 予備診断を受けることの決議書
- 予備診断に要する費用の見積書又はその写し
- その他市長が必要と認めた書類

【本診断】

- 予備診断結果報告書の写し
- 本診断に要する費用の見積書又はその写し
- その他市長が必要と認めた書類

○実績報告書の添付書類は下記になります。

【予備診断】

- 予備診断の結果の報告書
- 予備診断の実施に関する契約書の写し
- 予備診断に要する費用の領収書の写し
(代理受領制度利用の場合は、耐震診断費から補助金額を差し引いた額の領収書及び当該診断に要した費用の請求書の写し)
- 本診断に要する経費に係る見積書の写し
- その他市長が必要と認める書類

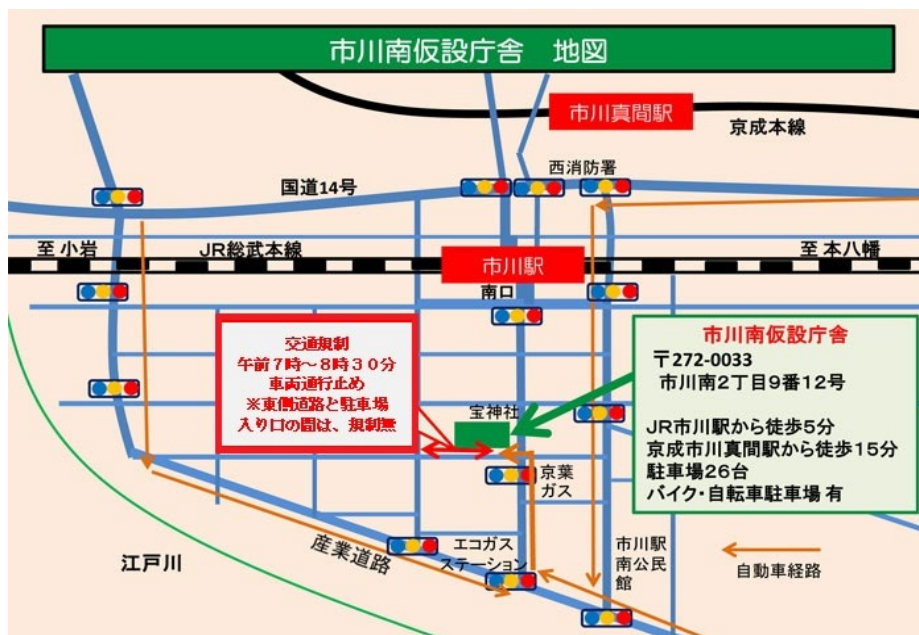
【本診断】

- 本診断の結果の報告書及びその内容を要約した書類
- 本診断の実施に関する契約書の写し
- 本診断に要した費用の領収書の写し
(代理受領制度利用の場合は、耐震診断費から補助金額を差し引いた額の領収書及び当該診断に要した費用の請求書の写し)
- 本診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証明する書類
- その他市長が必要と認める書類

★7 お問い合わせ先

市川市 街づくり部 建築指導課

場所 市川南仮設庁舎



電話 047-712-6337

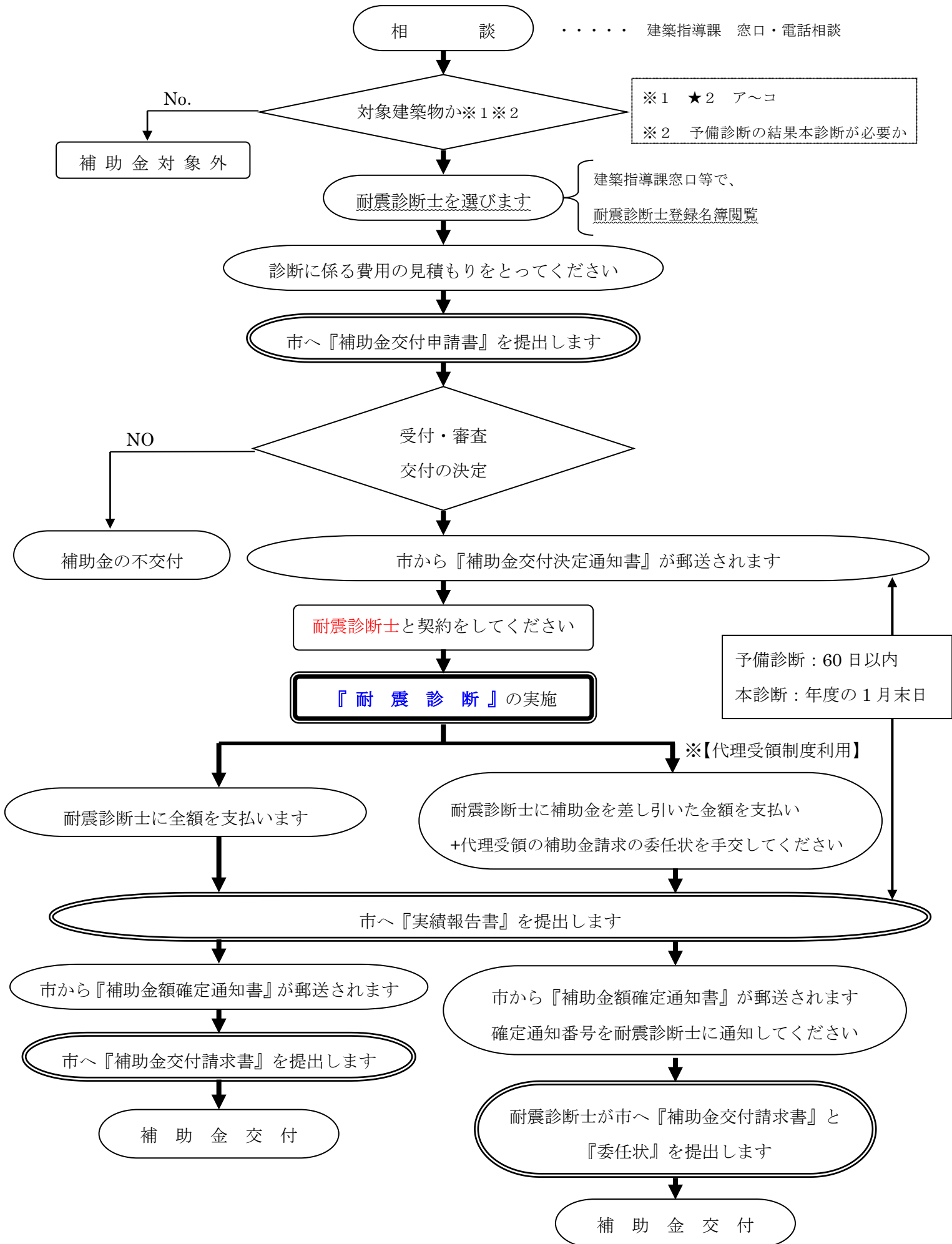
この制度の詳細な内容は、市建築指導課のホームページでご覧いただけますので、ご利用ください。

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit06/>

ホーム > 暮らしの情報 > 住宅 > 補助・助成 > 建築物の耐震診断・改修工事の助成に関して

● 手続きの流れ (マンション) ●

予備診断を行い、次に本診断を行います。手続きの流れは同じです。



※1 ★2 ア～コ
※2 予備診断の結果本診断が必要か

建築指導課窓口等で、
耐震診断士登録名簿閲覧

予備診断：60日以内
本診断：年度の1月末日

※【代理受領制度利用】

※代理受領制度とは、申請者の初期費用負担を軽減する制度

【お問い合わせ】

市川市 街づくり部 建築指導課

〒272-0033

市川市市川南2丁目9番12号

電話 047-712-6337

FAX 047-712-6330

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit06/>